

第六次滋賀県廃棄物処理計画（素案修正版）

【概要版】

第1章 計画の基本事項

R 8.3 終期
第五次滋賀県廃棄物処理計画
滋賀県食品ロス削減推進計画
見直し { 廃棄物処理の状況
関係政策の動向
計画期間 令和8年度～令和12年度
(2026年度～2030年度)

第六次滋賀県廃棄物処理計画
(廃棄物処理法 第5条の5の規定)
別冊 第二次滋賀県食品ロス削減推進計画
(食品ロス削減推進法 第12条第1項の規定)

第2章 現状と課題

1 五次計画の目標達成状況

(1) 廃棄物の減量に係る目標

項目	単位	実績値					五次計画		将来予測	
		前計画期間					目標	達成状況		
		R2	R3	R4	R5	R6	R7		R12	
一般廃棄物	1人1日当たりのごみの排出量	g/人・日	822	809	790	762	749	804	○	748
	1人1日当たりのごみの最終処分量	g/人・日	81	78	78	75	75	82	○	75
産業廃棄物	最終処分量	千t	107	109	101	109	集計中	98	×	121

(2) 取組に係る目標

項目	単位	実績値					五次計画		
		前計画期間					目標	達成状況	
		R2	R3	R4	R5	R6	R7		
一般廃棄物	レジ袋辞退率	%	90.8	91.2	90.6	90.2	88.8	85以上	○
	県内のマイボトル使用可能な給水等スポット数	箇所	22	56	97	112	120	100	○
	市町災害廃棄物処理計画の策定率	%	73.7	89.5	94.7	94.7	100	100	○
	「環境美化の日」を基準とした環境美化運動参加者数	人	133,812	172,321	194,802	197,019	162,387	1,200,000 期間累計	× 見込み
産業廃棄物	優良産廃処理業者認定件数	件	186	197	208	221	234	270	× 見込み
	廃棄物処理施設や産廃処分業者への立入検査実施率 ※一廃処理施設含む	%	99.8	88.2	99.8	100	97.1	100	×
	産業廃棄物不法投棄等の発生年度内解決率	%	86.9	79.6	88.9	71.7	69.8	85以上	×

2 近年の廃棄物政策の動向を踏まえた新たな課題

- (1) 国
- 資源制約の顕在化や環境負荷低減の必要性が一層高まっている。
 - 資源や製品の価値をできるだけ長く維持し、効率的かつ循環的に利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）の考え方が国際的にも重視されている。
- ⇒サーキュラーエコノミーへの移行を国家戦略として位置付け、推進されている。
- (2) 本県
- 3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取組を強化してから25年が経過し、一定の成果は見られるものの、現状の取組だけで大幅な改善を図ることが難しい局面もある。
 - 本県が目指すCO₂ネットゼロやネイチャーポジティブの取組は、資源利用や廃棄の在り方と密接に関係しており、サーキュラーエコノミーと一体的に進める必要がある。
 - 従来の3Rの取組を踏襲しつつ、サーキュラーエコノミーの考え方を廃棄物行政の中に段階的に組み込んでいくことが課題である。

第3章 計画の目指すもの

- 基本方針
- サーキュラーエコノミーの推進
 - 廃棄物の適正処理の徹底（廃棄物の適正処理のための調査・監視の高度化）
 - 災害廃棄物の円滑な処理体制の構築

減量に係る目標

項目		単位	R6	R12
一般廃棄物	1人1日当たりのごみの排出量	g/人・日	749	709
	1人1日当たりのごみの最終処分量	g/人・日	75	71
産業廃棄物	産業廃棄物の最終処分量	千t	集計中	算出中

- 一般廃棄物：
県民1人ひとりの取組を重視
- 産業廃棄物：
事業者によるサーキュラーエコノミーに向けた取組を重視

第4章 計画の推進に向けた取組

(1) サーキュラーエコノミーの推進

循環型社会の新たなモデルの構築／資源循環の促進／琵琶湖へのプラスチックごみ流入防止対策／県民等への普及啓発／プラスチックごみ削減のための環境づくり／事業者への指導等／各種リサイクル法の適正な運用／環境関連産業の振興／滋賀県産業廃棄物税の課税方式や使途事業の検討

目標項目	単位	実績値	目標値
		R6	R12
「サーキュラーエコノミー」の認知度	%	—	50

(2) 廃棄物の適正処理の徹底

一廃の適正処理の徹底：一廃処理施設の監視指導、整備支援／大阪湾フェニックス事業への関与／リチウムイオン蓄電池の火災防止対策や処理困難物の適正処理の促進
生活排水の適正処理の徹底：汚水処理施設、合併処理浄化槽、し尿処理施設の整備等
散在性ごみ対策：環境美化（清掃）活動の推進／ごみの散乱防止に係る監視・啓発／散在性ごみの分布状況の調査
産廃の適正処理の徹底：産廃排出事業者、産廃処理施設、産廃処理業者に対する指導等／PCB廃棄物の期限内処分の促進／最終処分場についての指導、情報収集・提供／電子マニフェストの利用促進
不法投棄対策等：未然防止、早期発見・早期解決のための監視取締活動／不法投棄等発生時の厳正な対応／不法投棄等をさせない地域づくりの推進／産廃物排出事業者への指導

目標項目	単位	実績値	目標値
		R6	R12
「環境美化の日」を基準とした環境美化運動参加者数	人	162,387	180,000
廃棄物処理施設や産廃処分業者への立入検査実施率	%	97.1	100
産業廃棄物不法投棄等の発生年度内解決率	%	69.8	85以上

(3) 災害廃棄物の円滑な処理体制の構築

災害廃棄物処理体制の強化／仮置場候補地の選定／訓練の実施／県災害廃棄物処理計画の見直し

目標項目	単位	実績値	目標値
		R6	R12
災害廃棄物処理に係る訓練への参加者数	人	23	30
災害廃棄物処理に係る訓練により対応力が高まったと回答した参加者の割合	%	—	90以上

第5章 関係主体の役割

- 県民：環境に配慮した商品の選択、商品の長期間使用、不用品の有効利用、分別区分の遵守
- NPO等各種団体：各主体間の連携・協働の推進
- 事業者：サプライチェーン全体における排出抑制、適正な循環的利用、処理／動静脈連携
- 市町：普及啓発、分別収集の推進、適正な処理体制の確保、広域的な循環的利用取組の推進
- 県：廃棄物処理施設・処理業者への監視指導、市町間の調整、各主体との連携・協働

第6章 計画の進行管理

- 推進体制：廃棄物の排出・処理の状況を把握、計画の達成状況を確認
- 進行管理：継続的な点検、進捗確認、環境審議会への報告、必要に応じて施策の見直し

第1章 計画策定の趣旨等

R 8.3 終期
第五次滋賀県廃棄物処理計画
滋賀県食品ロス削減推進計画

見直し
廃棄物処理の状況
関係政策の動向

計画期間
令和8年度～令和12年度
(2026年度～2030年度)

第六次滋賀県廃棄物処理計画
(廃棄物処理法 第5条の5の規定)

別冊
第二次滋賀県食品ロス削減推進計画
(食品ロス削減推進法 第12条第1項の規定)

第2章 食品ロスに関する現状と課題

● 目標の達成状況

項目	単位	実績値 前計画期間					目標値 R 7	達成 状況
		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6		
家庭系食品ロスの年間発生量	万 t	2.5	2.5	2.6	2.4	集計中	2.5(R 5)	○
事業系食品ロスの年間発生量	t	11,651	11,869	11,477	11,541	集計中	11,730(R 5)	○
食品ロスの問題の認知度	%	81.0	83.2	82.5	80.3	81.3	90	×
食品ロス削減の取組を実践している消費者の割合	%	78.3	80.7	80.5	78.4	78.6	80	×
食品ロス削減の取組を実施している事業者の割合	店舗	211	274	309	355	388	300	○
フードバンクについての認知度	%	40.9	43.5	43.1	47.4	46.3	80	×

- 目標の達成状況を踏まえた課題： (1) 知識や意識の向上と具体的な行動の実践
(2) 食品ロスの発生量等の実態把握
(3) 未利用食品を有効活用する仕組みづくり

第3章 計画の理念と目標、施策の方向性

※施策の方向性は、第4章「基本的施策」に示す。

計画の理念

「三方よしと県民総参加でフードエコ」

売り手よし・買い手よし・環境よしの「三方よし」の精神のもと、
県民総参加で「食品（フード）」の「環境保護への取組（エコ）」を実践

計画の目標

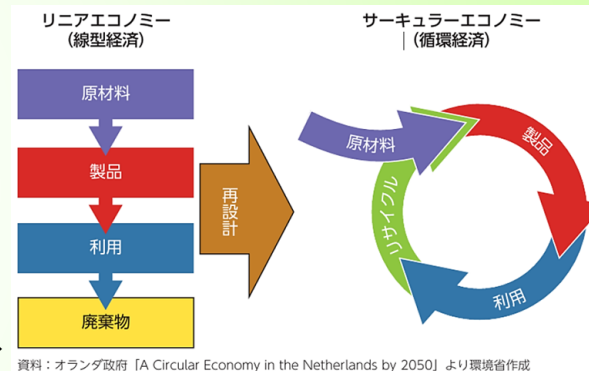
項目	単位	R 6	R 10	R 12
家庭系食品ロスの年間発生量	万 t	2.4(R 5)	2.2	2.1
事業系食品ロスの年間発生量	t	11,541(R 5)	9,120	8,470
食品ロス削減の取組を実践している消費者の割合	%	78.6	-	80
食品ロス削減の取組を実施している事業者数	店舗	388	-	500
フードバンクについての認知度	%	46.3	-	50

「三方よし!!でフードエコ・プロジェクト」
キャラクター よっしーくん

サーキュラーエコノミーとは？

- 資源や製品の価値をできるだけ長く維持し、再使用や再資源化を通じて循環的に利用することで、天然資源の投入量や廃棄物の発生を抑制する経済システム。
- 3Rの「できるだけ廃棄物を減らし、資源を無駄にしない」という考え方を前提としている。
- 製品の設計段階から使用、回収、再利用・再資源化に至るまでの一連の流れを通じて、資源の価値をできるだけ下げずに循環させることを重視している。

環境省「令和7年（2025年）版 環境・循環型社会・生物多様性白書」より→



資料：オランダ政府「A Circular Economy in the Netherlands by 2050」より環境省作成

「しがプラスチックチャレンジプロジェクト」
キャラクター 湖神 挑一（こがみ ちょういち）

第4章 食品ロス削減の取組

● 基本的施策

(1) 知識や意識の向上と具体的な行動の実践

教育および学習の振興、普及啓発等	<ul style="list-style-type: none"> 三方よしフードエコ推奨店制度の周知・登録店舗の拡大等 効果的な普及啓発の実施（食べ残し持ち帰り等） 消費者教育との連携 健康推進員等食育ボランティアとの連携 学校教育等を通じた取組の推進
食品関連事業者等の取組に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> 削減取組等事例の共有、周知 事業活動における食品ロスの未然防止等の促進
表彰の実施	<ul style="list-style-type: none"> 食品ロス削減の先進的な取組を表彰
先進的な取組の情報収集および提供	<ul style="list-style-type: none"> 先進的な取組や優良事例をホームページ等を通じて発信

(2) 食品ロスの発生量等の実態把握

実態調査の推進	<ul style="list-style-type: none"> 食品ロスの見える化 食品ロスの発生量の実態調査 県民等の意識や取組の調査
---------	--

(3) 未利用食品を有効活用する仕組みづくり

未利用食品を提供するための活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> フードドライブの推進 災害救助物資（食料）の有効活用 関係者相互の連携の促進
--------------------	--

● 各主体に求められる役割と取組

- ・消費者：食品ロスの状況や影響、削減の必要性を理解し、自らできる削減行動を実践
- ・事業者：食品ロス削減の必要性を理解し、関係者が協力して削減を推進
- ・マスコミ、各種団体：県民や事業者の実践行動を促すために普及啓発活動を推進
- ・県：推進体制を整備し、多様な主体との連携を強化、各主体の取組を積極的に支援
- ・市町：地域特性に応じた施策の実施、市町単位での推進計画策定の検討

第5章 計画の推進体制および進行管理

- 推進体制：消費者、事業者、関係団体、市町等の多様な主体が適切な連携・協力、取組の推進
- 進行管理：継続的な点検、進捗確認、環境審議会への報告、必要に応じて施策の見直し